

# 児童扶養手当類似制度の比較

(文献調査による資料、今後実地調査等によりさらに正確性を期す必要がある)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

名称	アメリカ		イギリス		フランス		ドイツ	スウェーデン	日本								
	貧困家庭一時扶助制度	補定給付制度	就労家族タックスクレジット制度	単親手当制度	家族扶養手当制度	生計費前払い制度	児童扶養手当制度	児童扶養手当制度	児童扶養手当制度								
特徴	生活保護型	生活保護型	非生活保護型	非生活保護型	非生活保護型	非生活保護型	非生活保護型	非生活保護型	非生活保護型								
財源	連邦政府及び州政府の負担	全額国庫負担	全額国庫負担	拠出型(事業主保険料が財源)	連邦政府及び州政府の負担	連邦政府及び州政府の負担	全額国庫負担	全額国庫負担	一般財源国、自治体								
受給資格者	児童を養育する貧困家庭(一人親家庭のみを対象としない。)	週16時間以上就労していない低所得者	週16時間以上就労しており、児童を養育する家庭ではない。	① 独身、離別した者で現在妊娠していない女性 又は ② 児童を養育する者で離別から18か月以内の男女	親と別居した児童、親が扶養義務を果たしていない児童を養育する者	単親で児童を養育している親で、他方の親から児童について基準必要額未満の養育費しか受けていない者	父母が別居(離婚も含む)しているか、又は父母の一方が死亡している児童で、父母のいずれかと同居している児童	父と生計を同じくしていない児童を監護する者									
支給期間	原則18歳未満の児童を養育する家庭に原則生涯で5年間支給。 ただし、困難な事情を抱える家庭及び虐待を受けた者がいる家庭については、5年間経過後も支給。	児童が原則16歳に達するまで	児童が原則16歳に達するまで	原則16歳未満の児童を養育する者に対して、請求時から12か月間。ただし、最年少の児童が3歳に達するまでは必ず支給。	児童が原則16歳に達するまで	12歳未満の児童に対して最長72か月まで	児童が原則18歳に達するまで	児童が原則18歳に到達した年度末まで									
所得制限	所得制限は各州が独自に設定。(資産要件あり)	4週5394ポンド(約97,500円) (一人親と児童2人の場合) 16歳未満の世帯の場合) (資産要件あり)	4週1,178.87ポンド(約203,900円) (児童2人の場合) 所得が4週間で371.60ポンド(約67,300円)を超える場合には、所得に応じて支給額が徐々に減額される。(資産要件あり)	4,393ポンド(約74,700円) (児童1人の場合) (一部資産要件あり)	なし	なし	なし	全部支給(年収)2,048,000円 一部支給(年収)3,000,000円									
支給額	(母子3人世帯の場合) ・ 月120ドル(ミシシッピ州)~1,025ドル(アラバカ州) [約14,600円~約125,000円] ・ 平均支給額は357.27ドル(約42,500円)(1999年度)	所得制限額と受給者の所得の差額 ・ 一人親の平均支給額は4週405.76ポンド(約73,400円) ※ 週単位で給付されるが、4週間分の額を記載。	所得制限額と受給者の所得の世帯の場合) 児童2人(2人とも15歳未満)の場合) ・ 4週間444ポンド(約80,400円) (このほか、30時間以上就労した場合の加算や保育費加算がある。) ・ 一人親の平均支給額は4週間338.72ポンド(約61,300円) ※ 週単位で給付されるが、4週間分の額を記載。	所得制限額と受給者の所得の差額 ・ 平均支給額は月2,570ポンド(約41,100円) [約11,000円]	手当額は、各州が独自に設定する (16歳まで) 月189~220ポンド(約10,400円~12,100円) (12歳まで) 月257~296ポンド(約14,100円~16,300円)	手当額は、各州が独自に設定する (16歳まで) 月189~220ポンド(約10,400円~12,100円) (12歳まで) 月257~296ポンド(約14,100円~16,300円)	月1,173加ナ[約14,100円] (子どもにも収入がある場合等は減額される)	全部支給 月42,370円 一部支給 月28,300円	(2001年5月現在)	(2001年5月現在)	(2001年5月現在)	(2001年現在)	(2001年現在)	(2001年現在)	(2001年現在)	(2001年現在)	(2001年現在)

換算レートは、2001年7月の裁定外国為替相場による。

・1米ドル=119円

・1英ポンド=173円

・1フランスフラン=16円

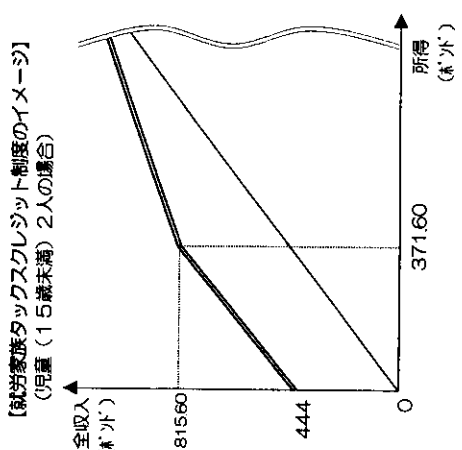
・1ドイツマルク=55円

・1スウェーデンクローネ=12円

# 児童扶養手当類似制度の比較

(文献調査による資料、今後実地調査等によりさらに正確性を期す必要がある)

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン	日本
就労活動等の義務付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給2年間経過後から原則として労働活動に従事すること。</li> <li>州政府に受給者の職業訓練・職業紹介面の作成義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給申請者及び受給者は、ジョブセンターにおいて職業相談員の相談を受けなければならぬ(受給者は1年に1度)。</li> </ul>	なし	なし	なし	なし
受給者数等	<ul style="list-style-type: none"> <li>全受給世帯 219万世帯(2000年9月)</li> <li>受給世帯中一人親世帯 76.9%(1999年度)</li> <li>受給世帯中未婚の親世帯 58.1%(1998年度)</li> <li>※全世帯数 1億470万世帯(2000年3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全受給世帯 393万世帯(2001年5月)</li> <li>うち、一人親世帯 89万世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全受給世帯 16.8万世帯(1999年)</li> <li>うち、9.2%が非婚</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支給対象児童数 49.5万人(1996年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全受給世帯 20.3万世帯</li> <li>うち母子世帯:17.5万世帯</li> <li>父子世帯:2.8万世帯(2000年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>70.8万世帯(2000年3月31日現在)</li> </ul>
その他の手当等制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童手当制度なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「児童手当」原則として16歳未満の児童を養育している者に支給(所得制限なし)。</li> <li>・給付額(2001年)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>第1子:4週62ポンド(約10,700円)</li> <li>第2子以降1人につき:4週41.4ポンド(約7,200円)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「児童手当」原則として16歳以下の児童を養育している者に支給(所得制限なし)。</li> <li>・給付額(2001年)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>第2子:月699.49ポンド(約11,900円)</li> <li>第3子:月1,594.99ポンド(約25,500円)</li> </ul> </li> <li>○「生活保護」一人親世帯で子ども1人の生活保護基準額 月3912.75ポンド(約66,500円)</li> <li>○家族給付は、全部で10種類あり、乳幼児手当と家族補足手当において、一人親世帯の場合、所得限度額が一般世帯より高めに設定されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「児童手当」原則として16歳未満の子を養育している家庭に支給(所得制限なし)。</li> <li>・支給額(2001年)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>第1,2子:月960ポンド(約11,400円)</li> <li>第3子:月1204ポンド(約14,448円)</li> <li>第4子:月1,710ポンド(約20,520円)</li> <li>第5子以降1人につき:月1900ポンド(約22,800円)</li> </ul> </li> <li>○「育児手当」一般に、育児のために週19時間未満しか就労していない親は、子が2歳に達するまでの間、月額最高600マルク(約33,000円)の育児手当を受給できる(所得制限あり)。</li> <li>なお、一人親世帯については、受給要件が緩和され、週19時間以上の就労を行っている場合にも受給権を有する。</li> <li>○「社会扶助」(日本の生活保護に相当) 保護者等はガイドラインを作成し、児童の親とコミュニティ(市町村)と相談が決定。</li> <li>・ガイドライン(1994年) カップル世帯(5歳の子ども1人)の場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>社会扶助基準額 月7,570ポンド(約90,840円)</li> </ul> </li> <li>○「社会扶助」(日本の生活保護に相当) 育児のため就労ができず、ほかに十分な生計費を得る方法のない一人親世帯は、社会扶助の受給資格を有している。この場合、40%~60%の子の加算が認められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「児童手当」原則として16歳未満の子を養育している家庭に支給(所得制限あり)。</li> <li>・支給額                             <ul style="list-style-type: none"> <li>第1,2子:月5000円</li> <li>第3子以降1人につき:月10000円</li> </ul> </li> <li>○「生活保護」困窮のため最低限の生活を維持することができない者に対して、必要な範囲で生活費等の扶助を行う。</li> </ul>	



換算レートは、2001年7月の裁定外国為替相場による。  
 ・1米ドル=119円 ・1英ポンド=173円

・1フランスフラン=16円

・1スウェーデンクローネ=12円

# 離婚・養育費制度の比較

(文庫は調査による資料、今後実地調査等によりさらに正確性を期す必要がある)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長総務課

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン	日本
離婚制度	裁判離婚のみ 手続は各州ごとに異なる。	裁判離婚のみ 婚姻関係が破綻した場合等において、裁判所の判決により離婚が成立する。	裁判離婚のみ 親権の行使、児童がどちらの親と住むかについて裁判所が決定する。	裁判離婚のみ ① 夫婦が1年前から別居している、双方から申立てがある場合又は一方からの申立てに相手方が同意している場合。 ② 夫婦が3年前から別居している場合には、裁判所によって離婚が認められる。	裁判離婚のみ ① 当事者双方が離婚に合意している場合(共に考慮期間を置くことを希望した場合は除く)又は2年以上別居している場合は、直ちに離婚の権利を取得する。 ② 当事者双方が離婚に合意し、共に考慮期間を置くことを希望した場合又は一方に16歳未満の子どもがいる場合は、考慮期間(6か月)経過後に申立てをすることができ、	日本 調停離婚、審判離婚、判決離婚のほか協議離婚がある。 判決離婚は離婚できる場合が制限されているが(民法770条1項)、それ以外は離婚原因について制限なし。
養育費の内容の確定方法	① 判決 ② 児童扶養手当履行制度に基づく州政府による査定 ③ 当事者間の協議 児童扶養手当履行制度 ・ 州政府が、児童に対する扶養義務履行確保のため、親の確定、養育費額の査定、養育費支払義務者からの徴収を実施。 ・ 貧困家庭一時扶助受給者については、養育費請求権を州に譲渡することによって実施する。 ・ 支払いは給与からの天引き、州政府又は裁判所への送金による。 ・ 徴収実績 貧困家庭一時扶助額 26 億ドル [約 3,094 億円] 貧困家庭一時扶助以外 153 億ドル [約 1兆 8,207 億円]	① 児童扶養手当が、児童の養育に必要な額、父親の収入を考慮して決定 ② 当事者間の協議による確定も可能 養育費徴収制度 ・ 児童扶養手当が、当事者の申請に基づき、養育費算定公式により養育費の額を決定し、養育費支払義務者から徴収を実施。 ・ 補定給付受給者は、必ず申請しななければならない。 ・ 支払いが滞滞した場合には、給与からの天引き命令や裁判所による強制徴収手続を実施。	当事者間で決定した要額があれは、それに基づいて、裁判所が確定(債権者が必要とする額と債務者の資力を考慮)。 裁判所の判決によって養育費の額が確定されること前提 ・ 裁判所の判決によって確定された養育費を支払わなかった場合、家庭手当金庫に取り立て委任可能。金庫は、給与や銀行口座の差押えを行う。 ・ 上記方法で効を奏しなかった場合には、徴収システムにより養育費支払義務者の所得から源泉徴収する。	① 判決 ② 当事者間の協議 「生計費前払い制度」に養育費徴収制度が組み込まれている。 ・ 「生計費前払い制度」によって生計費前払い金を支払われた場合には、支払われた額の限度で、養育費支払義務者に対する生計費請求権が州に移行する。 ・ 州は、機会をとらえて、養育費支払義務者に対する生計費請求権を執行する。	① 判決 ② 当事者間の協議 「養育費補助制度」に養育費徴収制度が組み込まれている。 ・ 社会保険事務所に、「養育費補助制度」による養育費補助を行った場合には、養育費支払義務者からその全部又は一部を徴収する。 ・ 徴収額 子1人の場合：控除後年収の10% 2人の場合：12.5% 3人の場合：15% 4人目以降：15%+1人につき1%加算 ・ 支払義務者から返済された額 19 億円 [約 228 億円] (2000年)	① 審判 ② 当事者間の協議 ・ 地方裁判所による強制執行制度 ・ 家庭裁判所による履行命令、履行勧告 ・ 養育費徴収のための特別制度はない。
離婚・養育費支払いの現状等	離婚件数 113万5,000件(1998年) 離婚率 4.2(1998年) 一人親世帯(2000年) 全体：1,172万世帯 母子世帯：968万世帯 父子世帯：204万世帯 養育費の取り決め(1998年) あり：790万人(56.3%) うち法的合意：720万人 養育費支払い(1997年) かつこ内は母が親権者の場合 全額：40.9%(41.9%) 一部：26.5%(26.6%)	離婚件数 約11万9,200件(1998年) 離婚率 2.04(1998年) 一人親世帯(1998年) 全体：約165万世帯 母子世帯：約141万世帯 父子世帯：約24万世帯 非婚同居家族 全カップルの16%が法的な婚姻をせずに同居 そのうち、児童のいるカップルは約46%	離婚件数 19万4,408件(2000年) 離婚率 2.34(2000年) 一人親世帯(1994年4月) 全体：約270万世帯 母子世帯：約228万世帯 父子世帯：約42万世帯	離婚件数 2万1,502件(2000年) 離婚率 2.42(2000年) 一人親世帯(1995年) 全体：約34万世帯 母子世帯：約30万世帯 父子世帯：約4万世帯 養育費の取り決め(1998年) 取り決めあり：35.1% うち文書あり：66.7% 文書なし：31.9% 養育費支払い(1998年) 現在も受給：20.8% 受けたことあり：16.4% 受けたことなし：60.1%	離婚件数 26万4,255件(2000年) 離婚率 2.10(2000年) 一人親世帯(1998年) 全体：111万8,300世帯 母子世帯：95万4,900世帯 父子世帯：16万3,400世帯 養育費の取り決め(1998年) 取り決めあり：35.1% うち文書あり：66.7% 文書なし：31.9% 養育費支払い(1998年) 現在も受給：20.8% 受けたことあり：16.4% 受けたことなし：60.1%	

換算レートは、2001年7月の裁定外国為替相場による。

・1米ドル=119円

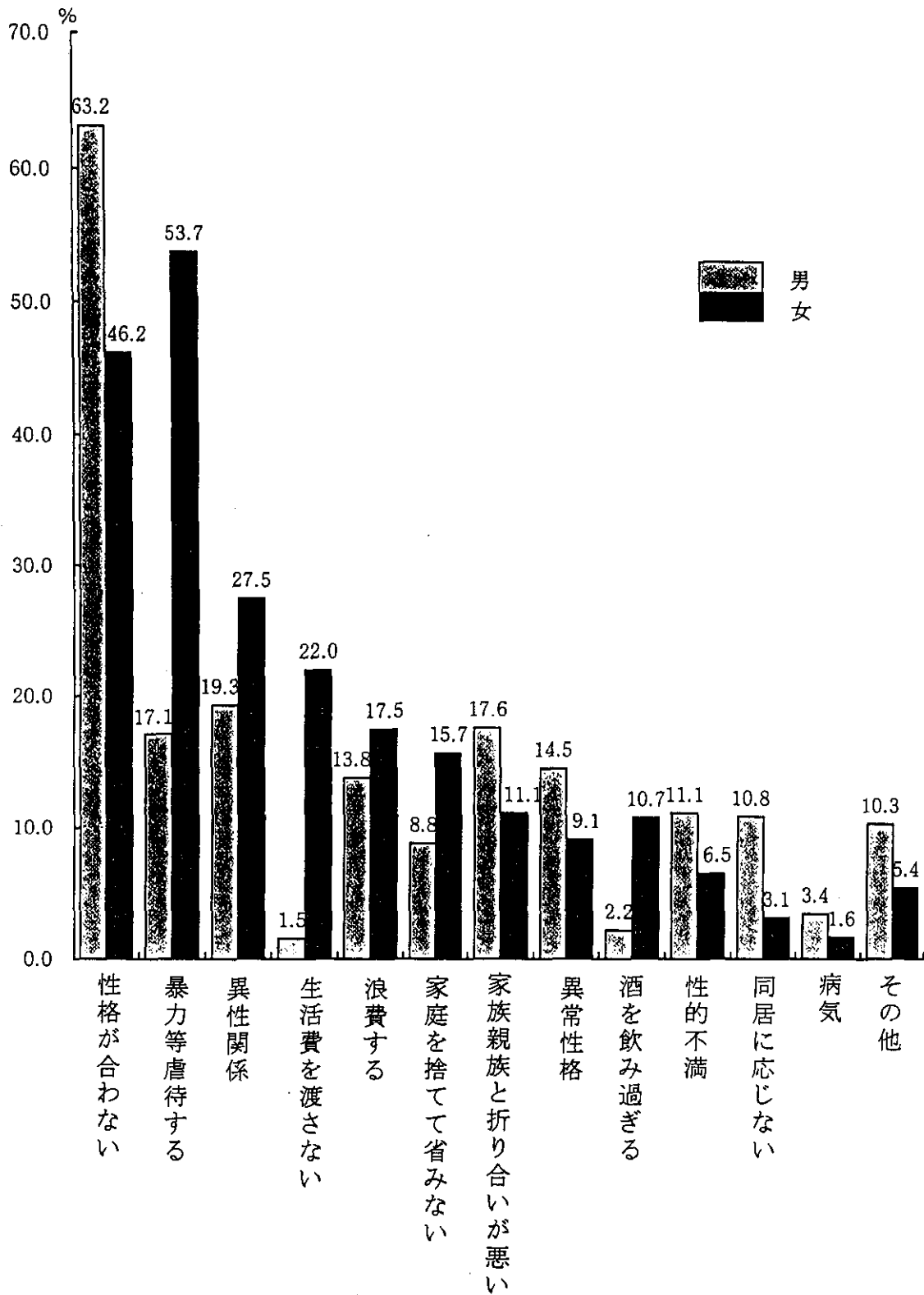
・1フラン=173円

・1ドイツマルク=55円

・1スウェーデンクローネ=12円

# 離婚の原因

## 離婚申立動機



資料：最高裁判所「平成12年司法統計年報」

注：動機は3つまでの複数回答。

# 母子家庭の母の職業

(%)

就業形態別	就業状況		職業種									
	就いていない	就いている	専門知識・技術をいかした仕事	管理的な仕事	事務的な仕事	営業・販売の仕事	サービスの仕事	農林漁業の仕事	運輸・通信の仕事	製造・技能・労務の仕事	その他	無回答
総数	12.7	87.3	(20.2)	(0.8)	(24.8)	(16.4)	(17.2)	(0.6)	(1.3)	(16.2)	(0.6)	(1.9)
正社員		(100.0)	(32.2)	(1.3)	(33.0)	(12.7)	(8.3)	—	(0.6)	(11.4)	(0.3)	(0.2)
パート等		(100.0)	(6.7)	(0.2)	(19.0)	(21.6)	(25.1)	(0.8)	(1.8)	(23.1)	(1.0)	(0.8)
他の非正規		(100.0)	(22.3)	—	(27.7)	(15.4)	(12.2)	—	(3.2)	(18.6)	(0.5)	—
自営業		(100.0)	(14.2)	(1.8)	(8.8)	(18.6)	(45.1)	(3.5)	—	(7.1)	—	(0.9)
その他		(100.0)	(19.2)	(3.8)	—	(15.4)	(15.4)	(3.8)	—	(34.6)	(3.8)	(3.8)

資料：平成12年母子世帯の母への就業支援に関する調査結果

## 養育費の取り決めをしていない理由（母子世帯）

理 由	割合（%）
相手に支払う意思や能力がないと思ったから	61.1
取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから	11.3
取り決めの交渉がわずらわしいから	6.5
自分の収入等で経済的に問題ないから	3.0
相手に養育費を請求できるとは思わなかったから	2.8
子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていたから	2.2
現在交渉中又は今後交渉予定であるから	0.8
その他	11.0

資料：平成10年度全国母子世帯等調査

## 母子寡婦福祉貸付金の概要

### 1. 目的

母子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子であって現に児童を扶養しているものに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。

### 2. 貸付対象者

#### (1) 母子福祉資金

- ・ 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）
- ・ 母子福祉団体 等

#### (2) 寡婦福祉資金

- ・ 寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

### 3. 貸付金の種類

- ・ 母子福祉資金：修学資金、事業開始資金、生活資金、児童扶養資金など  
計 13 種類
- ・ 寡婦福祉資金：母子福祉資金から児童扶養資金を除く計 12 種類

### 4. 貸付方法

- ・ 保証人：必要
- ・ 利子：貸付金の種類によって異なるが、無利子または、年利 3%。
- ・ 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年。

### 5. 貸付金の負担割合

国 : 2 / 3

都道府県（政令指定都市、中核市）： 1 / 3

### 6. 貸付実績（平成 12 年度）

母子福祉貸付金 21,743 百万円（55,251 件）

\* 貸付金の 9 割（貸付金額ベース）は、子供の修学資金関係。

寡婦福祉貸付金 1,298 百万円（2,173 件）

### 7. 平成 13 年度予算額

4,970 百万円

## 平成13年度 母子寡婦福祉貸付金の概要

(平成13年4月1日以降適用)

資金の種類	貸付対象等	貸付限度額	利率
修学資金	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	高校自宅 * 45,000円 〃 自宅外 * 52,500円 大学自宅 * 76,500円 〃 自宅外 * 91,500円	無利子
就学支度資金	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	私立高校 240,000円 国公立大学 380,000円 私立大学 390,000円	無利子
修業資金	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	* 50,000円	無利子
就職支度資金	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	100,000円	無利子
結婚資金	母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	300,000円	年3%
事業開始資金	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子福祉団体については政令で定める事業）を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	2,830,000円 団体 4,260,000円	無利子
事業継続資金	現在営んでいる事業（母子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,420,000円 団体 1,420,000円	無利子
技能習得資金	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（例：訪問介護員（ホームヘルパー）、ワープロ、パソコン、栄養士等）	* 50,000円	無利子
生活資金	技能習得資金を借り受けて知識技能を習得している間、医療介護資金を借り受けて医療若しくは介護を受けている間、母子家庭になって間もない（5年未満）母の生活を安定・継続する間又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	* 103,000円	年3% （医療介護資金又は技能習得資金と合わせて貸付けられる場合は、無利子）
医療介護資金	医療又は介護（当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	【医療】 270,000円 【介護】 500,000円	無利子
住宅資金	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円	年3%
転宅資金	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	260,000円	年3%
児童扶養資金	児童扶養手当の全部又は一部の支給制限を受け、かつ、前年の収入が一定額未満である配偶者のない女子	* 42,370円 （児童扶養手当の一部支給制限のときは、* 28,350円）	無利子

\*は、月額の貸付限度額





## 母子家庭の母等に対する職業相談・紹介等について

### 1. 求職者に対する相談、援助

母子家庭の母等が求職者としてハローワークに来所した場合には、特に配慮を要する者として取扱い、職業相談を通じてその能力と適性を的確に把握するとともに、特に子の養育などのために保育施設から就業場所までの距離、就業時間等の求職条件に制約があるかどうかを的確に把握し、綿密な職業相談、保育施設に係る情報提供等を行う。

### 2. 職業紹介等の手法

- ① 求人公開カード、求人自己検索装置、求人情報一覧表の提供等により求職者の求人選択を支援するとともに、個々の母子家庭の母等に適合する求人の新規開拓や既存求人の求人条件緩和指導などを行う。
- ② 求職者の希望に基づき、職業相談を踏まえて職員が職業紹介を行うほか、電話等の通信手段を活用した職業紹介、求人者からのリクエストに基づいた職業紹介などを実施している。

### 3. 母子家庭の母等に対する職業相談等の状況

	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	一般求職者 (H12年度)
新規求職申込件数	76,316	82,550	95,338	100,136	104,779	6,696,772
紹介件数	85,473	92,861	110,049	121,829	132,195	6,939,039
就職件数	29,838	31,958	34,493	35,700	40,552	1,868,742

# 職場適応訓練について

## 1. 概 要

職場の作業環境に適応することが困難な者の再就職を促進するため、雇用保険の受給資格者等に対して、事業所において、その事業所の業務に係る作業に付いて訓練を行い、作業の環境に適応することを容易にさせることを目的とし、訓練修了後は、その事業所に雇用されることを期待して実施するものである。

## 2. 対象者（例）

- ・ 知的障害者
- ・ 精神障害者
- ・ 母子家庭の母等

## 3. 支給金額

### (1) 職場適応訓練を行う事業主

職場適応訓練生 1 人につき月額24,100円（重度障害者は、25,100円）が支給される。

### (2) 職場適応訓練生

訓練期間中、基本手当、受講手当、通所手当等月額平均 140,970円が支給される。

## 4. 支給対象期間

6 ヶ月以内（中小企業及び重度障害者は1年以内）



## 無料職業紹介事業の許可基準（概要）

- 1 職業紹介責任者として雇用管理を適正に行い得る者を選任していること
  - ・ 求職者500人につき1人以上選任すること
  - ・ 成年に達した後3年以上の職業経験を有する者であること
  - ・ 職業紹介責任者講習会を2年以内に受講していること
  
- 2 事業を適正に遂行することができる事業主であること
  - ・ 有害な業務に就かせる行為を行うおそれがないこと 等
  
- 3 個人情報などを適正に管理し、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること
  - ・ 個人情報適正管理規程が作成されていること 等
  
- 4 無料職業紹介事業を遂行するに足る財産的基礎等が確保されていること
  - ・ 次の財産的要件を満たしていること  
資産－負債 $\geq$ （500万円 $\times$ 職業紹介事業所数）  
自己名義の現金・預金の額 $\geq$ （150万円 $\times$ 職業紹介事業所数）
  - ・ 事業所の面積がおおむね20㎡以上であること
  
- 5 適正な事業運営に関する要件を満たすこと
  - ・ 禁止の兼業その他不適当な兼業  
料理店業、飲食店業、旅館業、古物商、質屋業、貸金業、風俗営業等

# 公共職業訓練の概要について

## 1 公共職業能力開発施設数

全 308校

うち国（雇用・能力開発機構）立	73校
都道府県立	216校
障害者職業能力開発校	19校

この他、専修学校等の民間教育訓練機関に委託して実施。

→ 今回の補正予算から新たに大学・大学院、事業主、NPO等を活用。

## 2 公共職業訓練の実施状況

(万人)

	11年度実績	12年度実績	13年度		
			計画		実績見込
			当初	補正後	(4～9月)
離職者訓練	13 (うち委託9)	24 (うち委託17)	38 (うち委託30)	46 (うち委託37)	29
在職者訓練	23	27 (うち委託3)	40 (うち委託8)	40 (うち委託8)	33
学卒者訓練	2	3	3	3	3
計	38 (うち委託9)	54 (うち委託20)	81 (うち委託38)	89 (うち委託45)	65

### 3 離職者訓練の主な訓練コース

地域の人材ニーズに対応して多様な訓練コースを整備。

(1) 公共職業能力開発施設

機械設計・加工、ビル設備サービス、住宅サービス、電気設備、金属加工、生産自動化システム、情報システムサービス、事務 等

(2) 委託訓練

事務系・情報系を中心に、地域毎に多様な訓練コースを設定しているが、主なものとしては、

OA事務、経理事務、SE、介護サービス、情報通信短期 等

※ 母子家庭の母が受講する主な訓練コース

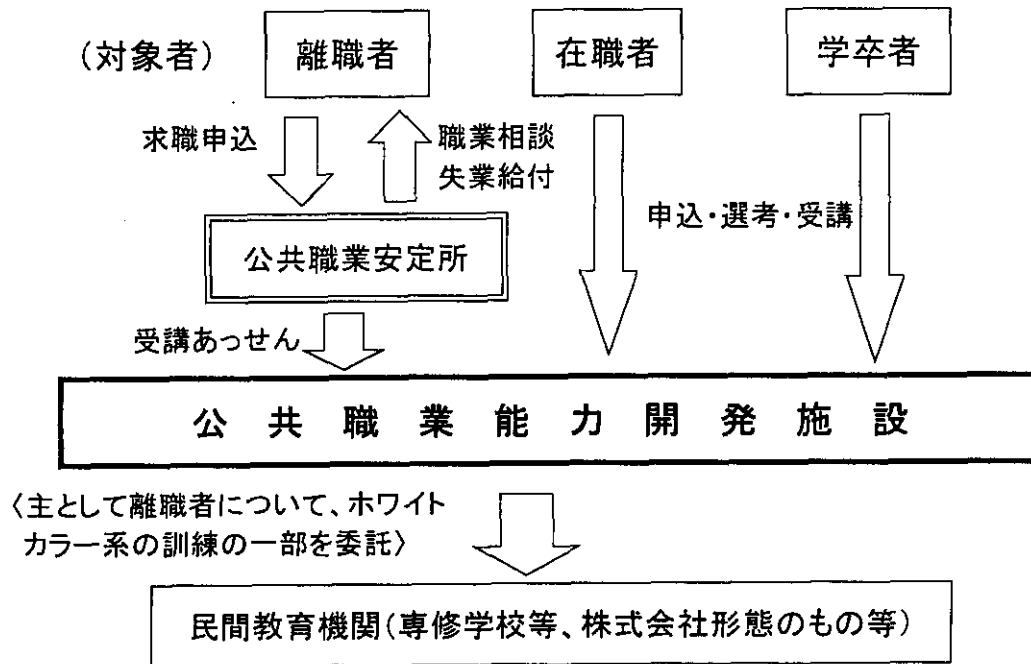
経理事務、OA事務、介護サービス 等

### 4 訓練受講者の選定方法

求職者については、公共職業安定所において、職業相談等を通じ、再就職に当たり職業訓練の受講が特に必要な者を選定し、公共職業安定所長が職業訓練の受講あっせんを実施。

在職者等については、公共職業能力開発施設に直接申込みの上、選考を行い受講。

〔公共職業訓練実施の流れ〕



**5 受講料**

受講料は求職者であれば無料。